回　覧

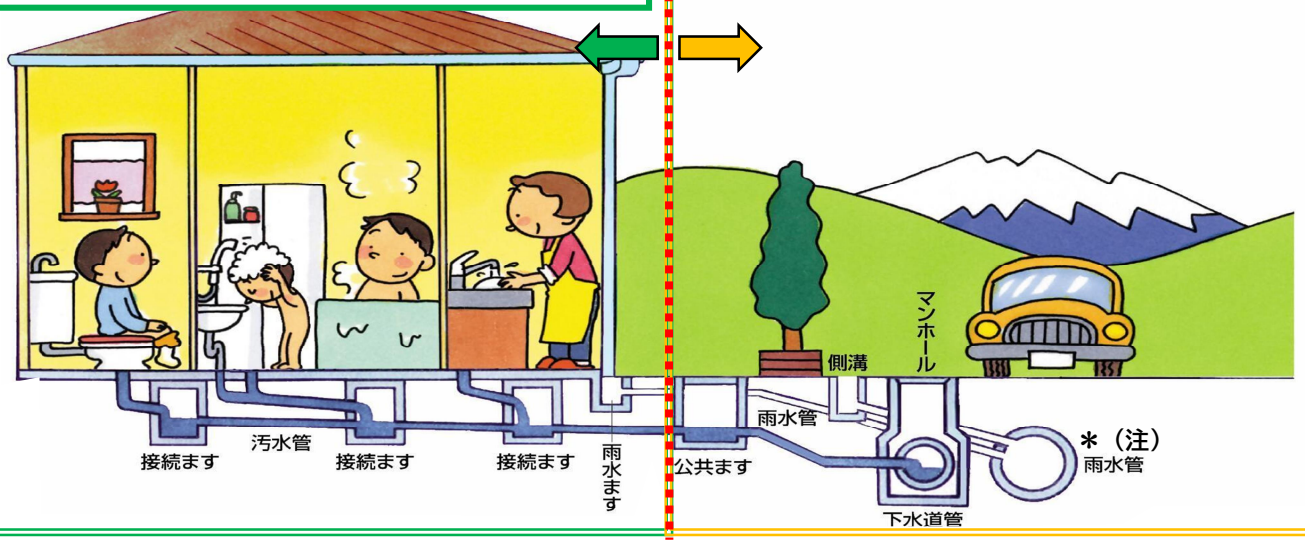
R8.10.1

守ろう公共下水道！
適切なご利用と維持管理をお願いします。

市では、桂川の水質環境の保全や多くの水生生物が暮らせるよう、公共下水道の下水道管や施設の維持管理に努めています。しかし、施設を守り、維持して行くには、公共下水道を利用している皆様のご協力も必要となります。ご家庭におかれましても、適切なご利用と維持管理をお願いいたします。

○家庭での設備の管理部分はどこまでですか？
基本的に、公共ますよりご自宅側の敷地内は個人が管理する部分となります。

公共（役所など）の設置・管理部分



＊（注）イラストは一例で、当市の下水道は汚水と雑排水のみを処理する分流方式です。雨水の処理は、一部の地区では、別に敷設された雨水管に集められ河川等に放流されるほか、側溝等への放流や地下浸透処理されています。



○下水道の利用で気をつけることは？
水に溶けないティッシュや紙おむつなどを流すことは絶対にしないでください。油は凝固剤や新聞紙などに染みこませて燃えるゴミとして処分してください。



○家庭での維持管理はどうしたらいいですか？
ご自宅の敷地内の排水設備は基本的に個人で管理していただきますが、できることとして、時々、ますのふたを開けて、詰まりや木の根が入り込んでいないか点検することをお勧めします。もし、詰まっていたり、修理する必要等がありましたら、市で指定する排水設備工事店にご相談ください。



○公共下水道のことをもっと知りたい！
公共下水道のことについては、山梨県下水道公社のHP（https://www.yamanashi-swc.or.jp/）や上野原市のHPをご覧いただくか、生活環境課下水道担当（0554－62－3114）までお問い合わせください。

＊イラストは、日本下水道協会からの許可に基づき使用しています。

回　覧

R8.10.1

縁の下の力持ち！水質保全の強い味方！

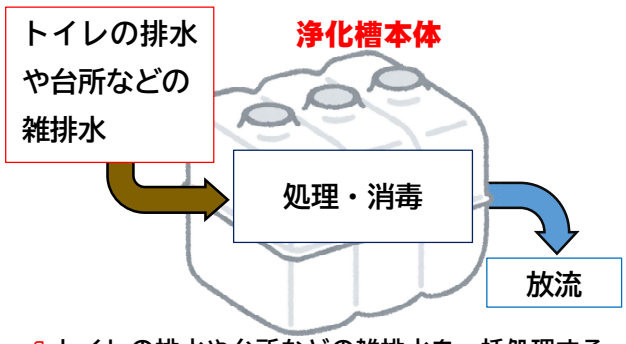
浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

浄化槽は、毎日、トイレの排水や台所等の雑排水をきれいにして放流しています。私たちの見えないところで静かに働いている、まさに縁の下の力持ちといってもいいかもしれません。でも、その能力を保つためには、ご家庭でも維持管理が必要です。浄化槽と永く付き合うため適正な維持管理を行いましょう！

～そもそも浄化槽とは？～

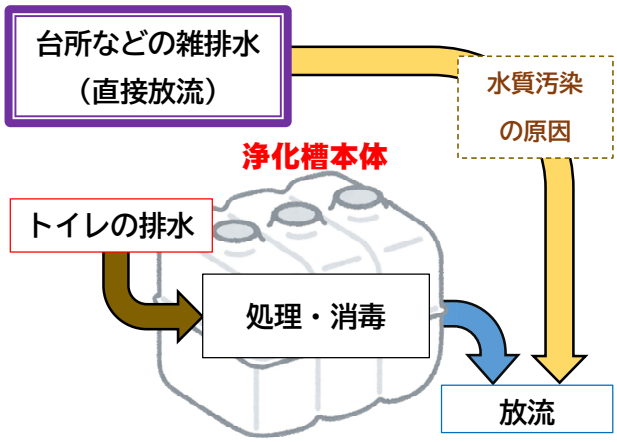
浄化槽の中では、様々な微生物が排水の汚れをきれいにしています。その処理された水は消毒剤により安全な水質にして放流されます。浄化槽には**合併処理浄化槽**と**単独処理浄化槽**の２種類がありますが、単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理する構造なので、台所などの雑排水はそのまま放流されてしまうため、水質環境への配慮として、**平成13年4月1日から単独処理浄化槽の新設が禁止**となりました。

合併処理浄化槽のしくみ



トイレの排水や台所などの雑排水を一括処理するため、水質環境に配慮した構造となっています。

単独処理浄化槽のしくみ



～浄化槽の管理で主に気をつけることは？～

＊水に溶けないティッシュや油などを流すことは微生物が処理できないだけでなく、本体や内部の処理槽等の故障につながります。

＊浄化槽内に空気を送るブロワの電源は微生物の死滅につながるため絶対に抜かないでください。

＊浄化槽の上に物置等を置かないでください。

＊浄化槽から異音や臭いがする場合は県が認可する浄化槽保守点検業者にご相談ください。

～浄化槽の清掃や保守点検及び法定検査を行う意味とは？～

浄化槽が正常に機能しないとご自宅での排水処理に支障を来します。そのため、**年１回以上の清掃**だけでなく**年３～４回の保守点検**と**浄化槽法に基づく年１回の法定検査**を行う義務があります。浄化槽を性能を維持し永く大事に使用するためにもこれらを実施していただきますようお願いいたします。

～浄化槽に関する問い合わせ先は？～

＊法定点検＝一般社団法人　山梨県浄化槽協会（055－288－1132）

＊保守点検＝（県の許可業者）正一有限会社、有限会社天野清掃社、上野原衛生社（3社いずれも市内業者）

＊清　　掃＝（市の許可業者）正一有限会社、有限会社天野清掃社、上野原衛生社、環境管理開発株式会社

詳細は、上野原市役所　生活環境課　下水道担当　（0554－62－3114）までお問い合わせください。